

精神障害者社会復帰施設の設置及び運営について

各都道府県知事宛 厚生省保健医療局長

健医発第143号
昭和63年2月17日

精神保健対策における社会復帰対策の推進については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、精神障害者の社会復帰・社会参加を促進するため、今般別添のとおり「精神障害者社会復帰施設設置運営要綱」を定め、昭和62年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

なお、貴管下市町村長、社会福祉法人及び医療法人等の関係機関に対し、貴職から通知されたい。おって、昭和54年8月17日衛発第661号「精神衛生社会生活適応施設の整備について」は廃止する。

精神障害者社会復帰施設設置運営要綱

総 則

第1．基本的事項

1．趣 旨

精神障害者（精神薄弱者を除く。以下同じ。）の社会復帰・社会参加の促進を図るため設置する精神障害者社会復帰施設（以下「社会復帰施設」という。）の設置及び運営は、この要綱の定めるところによる。

2．基本理念

社会復帰施設は、精神障害者の社会復帰・社会参加の促進を図るため設置するものであることに鑑み、適切な構造・設備を備えて良好な環境を確保するとともに、利用者の適切な処遇に資するため、精神障害者の社会復帰に関する業務に熱意及び能力を有する職員をもって運営されなければならない。

第2．具体的事項

1．設置及び運営主体

社会復帰施設の設置主体及び運営主体は、都道府県、市町村、社会福祉法人その他の者とする。

2．利用の方法

社会復帰施設の利用は、利用者と社会復帰施設の長又は運営主体の長との契約によるものとある。

なお、契約に当たって社会復帰施設の長又は運営主体の長は、利用希望者から医師の意見書を求めるなどにより、当該者が施設の利用対象者として適当であることを十分確認のうえ契約に応ずるものとする。

3．利用者の負担

(1) 利用者は、施設の維持管理等に必要な経費として経営主体が定めた利用料を負担するものとする。

(2) 飲食物費、日用品費、高熱水料等利用者個人にかかる費用はその実費を利用者の負担とする。

る。

4. 構造の一般原則

- (1) 社会復帰施設の構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者に保健衛生及び安全に関する事項について十分考慮されたものでなければならない。
- (2) 社会復帰施設は、消化設備その他非常災害に備えるため必要な設備を設けなければならない。
- (3) 社会復帰施設の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する簡易耐火建築物とする。

5. 職長の専従

社会復帰施設の職員（顧問医を除く。）は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。

6. 顧問医

- (1) 顧問医は、精神科の治療に相当の経験を有する者をもって充てなければならない。
- (2) 顧問医は、社会復帰施設の長と連絡を密にし、入居者の状況を把握しておくよう、努めなければならない。

7. 報告業務

社会復帰施設の長は、社会復帰施設の利用について、毎年6月30日現在の状況を、別に定める様式により、社会復帰施設の所在地を管轄する保健所長に報告しなければならない。

8. 管理規程等の整備

- (1) 社会復帰施設の長は、利用料及び利用者が守るべき規律等を明示した管理規程を定め、利用者に周知しておかなければならない。
- (2) 社会復帰施設の長は、設備、会計に関する帳簿及び利用者に関する記録を整備しておかなければならない。

9. 経費の補助

国は、地方公共団体又は非営利法人が設置する社

会復帰施設の整備又は運営に要する経費について、別に定める国庫補助交付基準により補助するものとする。

第3. その他

社会復帰施設は、地域の実状に応じて個別事項に掲げる施設を組み合わせることで整備することができる。

個別事項

第1. 精神障害者援護寮

1. 設置の目的

精神障害者援護寮（以下「援護寮」という。）は、回復途上にある精神障害者に居室その他の設備を一定期間利用させることにより、生活の場を与えるとともに、精神障害者の社会復帰に関する専門的知識をもった職員により生活の指導等を行い、もってその自立への促進を図ることを目的とする。

2. 利用対象者

援護寮の利用者は、入院医療の必要はないが精神障害のため独立して日常生活を営むことが困難と見込まれる者であって、かつ、社会復帰を希望する者のうち、次の各号に該当するものとする。

- (1) 共同生活を営める程度の者
- (2) 精神科デイ・ケア施設、精神障害者通所授産施設及び精神障害者小規模作業所等に通える程度の者

3. 定員

援護寮の定員は、おおむね20人とする。

4. 利用期間

援護寮の利用期間は、2年以内を原則とする。ただし、援護寮の長は、顧問医の意見等を聴いた結果、利用期間の延長が真に止むを得ないものと認める場合には、1年を超えない範囲内で利用期間を延長することができるものとする。

5. 構造・設備

- (1) 援護寮の建物の面積は、原則として入居者1人につき14.9㎡以上とすること。
- (2) 援護寮に必要な設備は、次のとおりとする。
 - ア．居室
 - イ．相談・指導室
 - ウ．静養室
 - エ．食堂（調理コーナーを設けること。）
 - オ．娯楽室（食堂と兼ねることができる。）
 - カ．浴室
 - キ．洗面所
 - ク．便所
 - ケ．事務室
- (3) 前項に掲げる設備については、次のとおりとする。
 - ア．居室
一室の定員は4人以下とし、入居者1人当たりの居室の床面積は収納設備等を除き4.4㎡以上とすること。

6. 職員

- (1) 援護寮には、次の職員を置くものとする。
 - ア．施設長 1名
 - イ．精神科ソーシャル・ワーカー 1名
 - ウ．専任職員 2名
 - エ．顧問医 1名
- (2) 施設長は、精神保健に関する業務に5年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有する者であって援護寮を適切に管理運営する能力がある者を充てるものとする。

7. 援護寮の運営

- (1) 指導等の内容
 - ア．生活技術（掃除、洗濯等）の習得のために必要な助言、指導
 - イ．対人関係についての助言、指導
 - ウ．通院等に対する助言
 - エ．金銭の使途の指導
 - オ．余暇の活用の指導
 - カ．作業訓練に対する助言、指導
 - キ．就労についての助言、指導
 - ク．その他独立自活を行うために必要な指導等

(2) 関係機関との連絡

施設長は、入居者本人の意向を尊重しつつ、関係機関と必要に応じ連絡をとり、入居者に対する指導等が円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

8. 給食

援護寮においては、入居者の必要に応じて給食業務を行うことができるものとする。

9. 非常災害対策

施設長は、非常災害に備えるため、防災、非難等に関する具体的計画を立てるとともに、定期的に必要な訓練を行うものとする。

第2. 精神障害者福祉ホーム

1. 設置の目的

精神障害者福祉ホーム（以下「福祉ホーム」という。）は、一定程度の自活能力のある精神障害者であって、家庭環境、住宅事情等の理由により住宅の確保が困難な者に対し、一定期間利用させることにより生活の場を与えるとともに必要な指導等を行い、もって社会参加の促進を図ることを目的とする。

2. 利用対象者

福祉ホームの利用対象者は、家庭環境、住宅事情等の理由により住居の確保が困難であるため、現に住居を求めている精神障害者であって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 日常生活において介助を必要としない程度に生活習慣が確立している者
- (2) 継続して就労できる見込みがある者

3. 定員

福祉ホームの定員は、おおむね10人とする。

4. 利用期間

福祉ホームの利用期間は、2年以内を原則とする。ただし、運営の主体の長は、顧問医の意見等を聴いた結果、利用期間の延長が真に止むを得ないものと認める場合には、1年を超えない範囲内で利用

期間を延長することができるものとする。

5. 構造・設備

(1) 福祉ホームの建物面積は、原則として入居者1人につき23.3㎡以上とすること。

(2) 福祉ホームに必要な設備は、次のとおりとする。

- ア．居室
- イ．娯楽室
- ウ．調理室
- エ．浴室
- オ．洗面所
- カ．便所
- キ．管理人室

(3) 前項に掲げる設備については、次のとおりとする。

ア．居室

原則として1人部屋とし、入居者1人当たりの居室の床面積は収納設備、調理設備等を除き6.6㎡以上とすること。

イ．調理室

調理室は、居室に調理設備を設ける場合には、入居者共同の設備として設けないことができること。

6. 職員

(1) 福祉ホームには、管理人1名及び顧問医1名を置くものとする。

(2) 管理人は、福祉ホームを適切に管理運営する能力がある者を充てるものとする。

7. 管理人の業務等

(1) 管理人は、施設の管理並びに入居者の日常生活に関する相談、助言及び保健所等関係機関への連絡業務のほか、入居者が独立して生活できるよう住居、就労等について相談、助言を行うものとする。

(2) 入居者が疾病等により生活に困難を生じる虞がある場合には、入居者本人の意向を尊重しつつ、顧問医、関係機関と速やかに連絡をとるなど、入居者の生活に支障をきたさないよう適切な配慮を行うものとする。

(3) 入居者の食事は、原則として自炊によるもの

とし、そのほかの日常生活も原則として入居者自身で処理するものとするが、入居者が一時的に援助を希望する場合には、管理人はその援助を行うことができるものとする。

第3. 精神障害者通所授産施設

1. 設置の目的

精神障害者通所授産施設（以下「授産施設」という。）は、相当程度の作業能力を有する精神障害者に利用させて、必要な訓練を行い、その自活を促進するための指導を行うことを目的とする。

2. 利用対象者

授産施設の利用対象者は、雇用されることが困難な精神障害者であって、かつ、将来就労を希望する者とする。

3. 定員

授産施設の定員は、20人以上とする。

4. 利用期間

授産施設の利用期間は、利用者各人の作業能力等を勘案して当該施設において適宜決定すること。

5. 構造・設備

(1) 授産施設の建物は、通所者に対する訓練指導に支障がない広さを確保すること。

(2) 授産施設に必要な設備は、次のとおりとする。

ア．事務室

イ．食堂

ウ．作業室又は作業場

エ．静養室（食堂と兼ねることができる。）

カ．洗面所

キ．便所

(3) 前項に掲げる設備については、次のとおりとする。

作業室又は作業場

通所者が安全に作業に従事できるよう必要な設備を設けること。

6. 職員

(1) 授産施設には、次の職員を置くものとする。

ア. 施設長 1名

イ. 作業療法士 1名以上

ウ. 精神科ソーシャル・ワーカー 1名以上

エ. 専任職員 1名以上

オ. 顧問医 1名

(2) 前項のイからエに掲げる職員は、定員29名までは各1名とし、30名を超えて10名を増すごとにこれに加えてイからエに掲げる職員いずれか1名を置くものとする。

(3) 施設長は、精神保健に関する業務に5年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有する者であって、授産施設を適切に管理運営する能力がある者を充てるものとする。

7. 授産施設の運営等

(1) 授産施設における訓練種目は、地域の実情、製品の需給状況等を考慮して選定するものとする。

(2) 施設長は、通所者に対し、各人の状態、作業能力等を十分勘案して適切な処置を行うものとする。

(3) 施設長は、通所者本人の意向を尊重しつつ関係機関と必要に応じ連絡をとり、通所者に対する訓練指導等が円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

(4) 作業収入

授産施設においては、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として通所者に支払うものとする。

8. 給食

授産施設においては、通所者の必要に応じて給食業務を行うことができるものとする。

9. 非常災害対策

施設長は、非常災害に備えるため、防災、非難等に関する具体的計画を立てるとともに、定期的に必要な訓練を行うものとする。